

議 事 録

会議の名称	平成29年度第1回茨木市個人情報保護運営審議会
開催日時	平成29年5月24日（水）午後6時～7時
開催場所	茨木市役所南館3階 防災会議室
会長	岡田 春男
出席委員	今井 俊裕 浦野 祐美子 岡田 春男 新野 三四子 武本 睦代 森 隆知 安尾 勝彦 【7人】 (敬称略、五十音順)
欠席者	なし
事務局職員	中村総務部次長兼法務コンプライアンス課長、 石川法務コンプライアンス課参事、 樋之津法務コンプライアンス課長代理、 北川政策法務係長、橋本、南
開催形態	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 / <input type="checkbox"/> 非公開
議題（案件）	(1) 平成28年度個人情報保護制度の運用状況について (2) その他
配布資料	・平成28年度 個人情報保護制度の運用状況（概要） ・平成28年度 個人情報保護制度の運用状況

開 会

事 務 局：4月1日付けの機構改正により、個人情報保護に関する事務が市民文化部人権・男女共生課から移管されたことに伴い、総務部法務コンプライアンス課が個人情報保護運営審議会の事務局を務めることになる。

<法務コンプライアンス課長あいさつ>

<事務局職員の紹介>

事 務 局：本日は委員7人が出席であるため、茨木市個人情報保護運営審議会規則第3条第2項の規定により会議は成立している。

会議の公開、議事録の作成についてはこれまでのとおりである。

この後の議事進行は、審議会規則第3条第1項により会長に依頼する。

議題1 平成28年度個人情報保護制度の運用状況について

岡田会長：本日傍聴者はいるか。

事 務 局：いません。

岡田会長：議題について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局：<平成28年度個人情報保護制度の運用状況について報告>

事務局の説明は終了した。何か質問、意見はあるか。

安尾委員：資料のボリュームが多く、個人情報という意味では皆同じレベルだと思うが、組織からして本当に守らなければいけない重要度は必ずしもイーブンではなく、何がしか管理の上で差があるはずだが、これだけあると、本当に重要なものが全体の何百分の1となりかすんでしまう。手を考えなければ事務に忙殺され、本当に大事なものに時間が割けないのではないか。

事 務 局：確かに個人情報保護事務は年々増え、煩雑にもなっている。職員の負担軽減という意味合いもあり、システム化を進め、紙ベースからシステムへの変更に取り組んでいる。重要な問題というところで、法改正もあり、マイナンバーや個人識別符号という新しい概念も出ている。今後整理をし、個人情報を厳格に守るという範囲も明確にしながら、強弱のついた事務の運用にしたい。

岡田会長：今の観点では、個人情報の取扱いは、皆一律に処理することで問題がないと思っている。ただ、安尾委員が言うように、非常に注意を払って扱う個人情報とそうでないものと分かれるのは間違いない。審議会との関連で言えば、目的外利用や外部提供のときに、慎重を期す内容は審議会に諮問し、それほど重要でない個人情報は事務局及び担当課で判断する。しかし、重要でない個人情報でも審議会にかけようかといったときに、安尾委員が指摘したとおり、具体的な問題として現れる。

今井委員：表の見方の話だが、P.68以降の備考欄は、住民が担当課等の窓口で身分証明として出されたものを指すのか。

事 務 局：そのとおりである。

今井委員：46番で高等学校生徒手帳とあるが、高校生が自己情報を見たいということで来たのか。

事 務 局：そのとおりであるが、経緯は分からない。自己情報の開示請求に立ち会って

いる場合とそうでない場合があり、判断が困難な場合は事務局も立ち会うが、一般的なものは担当課で本人確認等を終えることもある。もともと申請書には理由付記する必要が無いため、経緯が分からない場合もある。

今井委員：28年度は却下はないのか。

事務局：そのとおりである。

新野委員：P. 68以降の白丸は固有名詞を消しているのか。

事務局：そのとおりである。傍聴人がいる可能性もあるので消しており、本来の書類には固有名詞が載っている。

新野委員：了解した。

安尾委員：資料も個人情報保護条例解釈運用基準もボリュームがあり、庁内でどうやって実務をしているのか。運用基準を見ないと実務ができないでは困るし、全てを覚えろというのも酷な話。濃淡をつけるとか、重点管理をしないとかが必要になってくる。

事務局：今回はつけていない取扱個人情報の項目数に関する資料は、作成に非常に時間がかかる。運用状況に関する資料の作り方は今後検討する。

森委員：記憶が曖昧だが、去年の会議で「事務数」と「項目数」という表記があり、使い分けがよく分からなかったことを覚えている。見直して、報告してもらえば。

P. 6の画像データについて、担当課が総務課と危機管理課に分かれているのはなぜか。

事務局：総務課は庁舎の管理をしており、庁舎内の防犯カメラの映像になる。危機管理課は街に設置してあるカメラを所管している。

森委員：市内の庁舎以外は危機管理課が担当ということか。

事務局：市の施設でないものはそのとおりである。市の施設については、公園に設置されたカメラは公園を所管している課というように、分かれている。

森委員：了解した。P. 69の12番で「開示等の可否」が「否」で、備考欄に「不存在」となっている。存在していないことも教えていなければ「否」だが、存在していないことは伝えたのであれば「可」とした方がいいのではないか。

事務局：表の作り方については検討する。

武本委員：資料の量が多く、表の見方も難しい。

事務局：分量の多さや分かりにくいという指摘をもとに、例示をするなり、具体的な分かりやすい説明になるよう、本日の意見を参考にし検討する。

岡田会長：資料はホームページ等に公開するのか。

事務局：ホームページには資料1裏面を公表している。

今井委員：平成28年度特有のトピックスはあるか。

事務局：例年どおりであるが、「JR新駅の駅名案募集事務」は新たな事務として取り上げた。

新野委員：P. 68の5番にある「受取辞退」と6番の「取下げ」の違いは。

事務局：5番は決定がおりた後、電話で請求者に決定内容を説明したところ取りに来

られなかった。取下げは、開示決定前にやめたということ。ちなみに6番については、申請者に以前見せたことがある文書なので開示請求しなくても提供できると説明したところ、取下げたと経緯が残っている。

岡田会長：事務局の中で、「受取辞退」と「取下げ」は分けて使われていることが確認できた。

安尾委員：本人確認書類の大多数が運転免許証で、マイナンバーカードが1件と少ない。

岡田会長：他に質問等はあるか。

無いようであるので、事務局からこの内容で公表することでよいか。

事務局：「新規・廃止・変更した事務の告示状況」及び「開示、訂正、利用停止等請求状況」を広報誌6月号と本市ホームページで周知したいと考える。

岡田会長：それでは議題1について議論を終えることとする。

議題2 その他

岡田会長：議題について、委員から何かあるか。

事務局からは何かあるか。

事務局：今回は、昨年度運用状況の報告のみとなった。

今回の審議会には間に合わなかったが、市民生活相談課から目的外利用の検討について諮問をお願いしたいと報告を受けている。日程調整の上、次回審議会を開催したい。

<日程調整>

岡田会長：本日予定されていた議題は全て終了したため、本日の個人情報保護運営審議会は閉会とする。

閉会
